

令和 9 年度 多面的機能支払交付金の見直しについて

令和 8 年 8 月 4 日
農 林 水 産 省

目次	1
1 多面的機能支払交付金	2
2 多面的機能支払交付金の実施状況（予算額、取組面積、広域活動組織等の数）	3
3 食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日 閣議決定）（抜粋）	4
4 見直しにおける多面的機能支払の現状と課題	5
（1）共同活動の継続	
（2）環境負荷低減の取組	
（3）中山間直払との一体的実施	
＜見直しの基本的考え方＞	8

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

令和8年度予算額 50,048百万円（前年度 50,048百万円）

<対策のポイント>

地域共同で行う、**多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援**します。

<事業目標>

- 農地・水路等の保安全管理により農業生産活動が維持される農用地面積（237.8万ha〔令和12年度まで〕）
- 農地・水路等の保安全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合（50%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 48,463百万円（前年度48,463百万円）

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

（円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払（共同）※1	③資源向上支払（長寿命化）※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払（共同）※1	③資源向上支払（長寿命化）※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

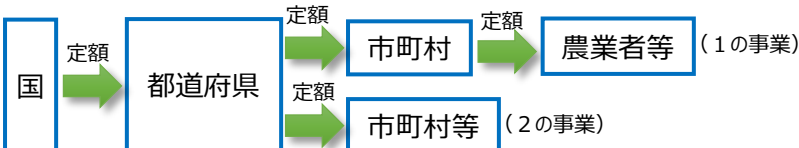
※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585百万円（前年度1,585百万円）

制度の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

（円/10a）

項目			都府県	北海道
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400	320
		畑	240	80
		草地	40	20
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	320

（円/10a）

項目		交付単価
環境負荷低減の取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	800
	長期中干し	4,000
	冬期湛水	8,000
	夏期湛水	3,000
	中干し延期	4,000
	江の設置等	3,000

項目	交付単価
組織の体制強化への支援	40万円/組織

※広域活動組織内の複数の集落をまたいで共同活動を行う班

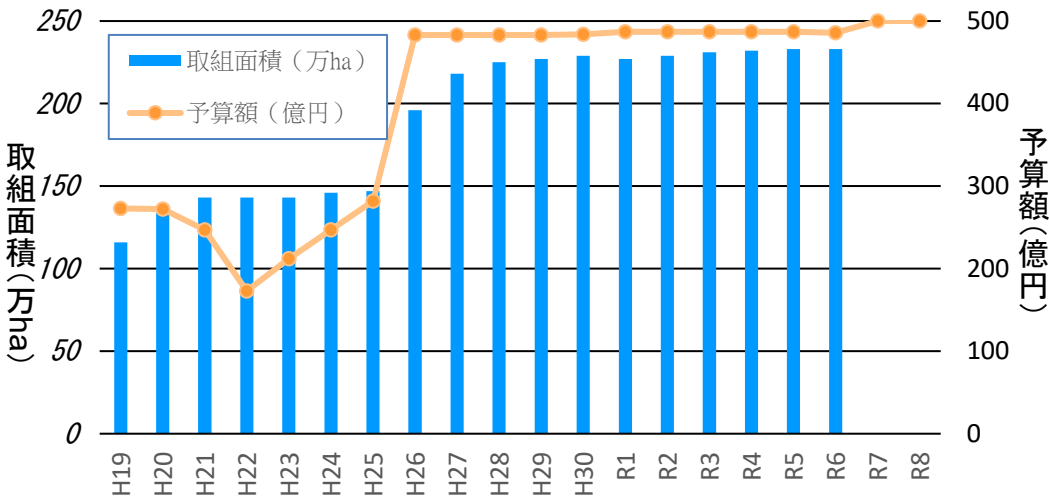
第3期拡充事項

多面的機能支払交付金の実施状況（予算額、取組面積、広域活動組織等の数）

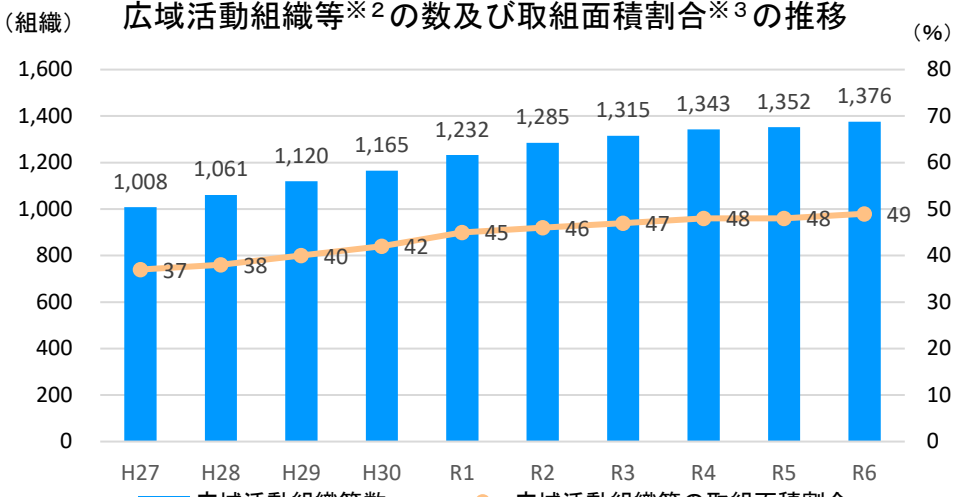
- 農地・水・環境保全向上対策は、平成19年度に創設され、平成26年度からは多面的機能支払交付金として実施。
- 令和6年度は、約2万5千の組織、約233万haの農用地を対象とした活動を支援（カバー率57%）。
- 広域活動組織等の数は1,376あり、年々増加している。また、広域活動組織等の取組面積は約115万haであり、全体の取組面積（約233万ha）に占める割合は49%で増加傾向にある。

○予算額（国費）、実施面積の推移

年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
農地・水保全 管理支払交付金	予算額(億円) ^{※1}	273	272	247	173	212	247	282	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	取組面積(万ha) (共同活動)	116	136	143	143	143	146	147	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
多面的機能支 払交付金	予算額(億円) ^{※1}	-	-	-	-	-	-	-	483	483	483	483	484	487	487	487	487	487	486	500	500
	取組面積(万ha) (農地維持支払)	-	-	-	-	-	-	-	196	218	225	227	229	227	229	231	232	233	233	-	-



※1 H25までは共同活動支援交付金＋向上活動支援交付金＋推進交付金
H26からは、農地維持支払交付金＋資源向上支払交付金＋推進交付金



※2 広域活動組織及び広域活動組織と同規模以上の活動組織
※3 広域活動組織等の取組面積÷全体の取組面積

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日 閣議決定）（抜粋）

- 食料・農業・農村基本計画では、国内人口や農業者の減少が見込まれる中で、将来にわたり国民の食料の安定供給を果たす観点から、水田政策を令和9年度から抜本的に見直すこととしている。
- 多面的機能支払交付金については、「活動組織の体制を強化する」とされており、この考え方で見直しを実施している。

（１）水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。

※現行水活の令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬・減肥料等について支援する（主食用米も対象）。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

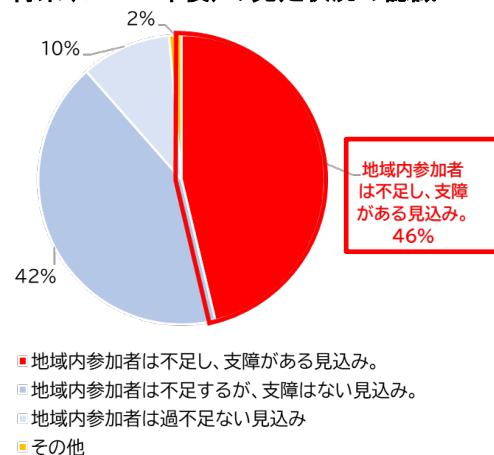
中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

○ 地域共同活動による保安全管理について、将来は約半数の組織において、参加者の不足により活動に支障をきたす見込みがあるとともに、役員・事務処理担当者の高齢化・後継者不足等により、事務作業を含む活動の継続が困難となるおそれがある状況。

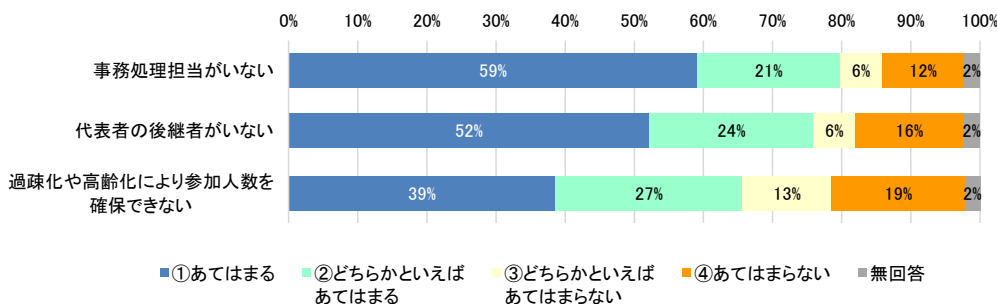
○地域共同活動への地域内参加の充足状況に関する認識

● 将来(5～10年後)の充足状況の認識



資料：令和5年度農林水産省農地資源課調べ（回答数1,010組織）

○多面的機能支払の取組を継続しなかった理由

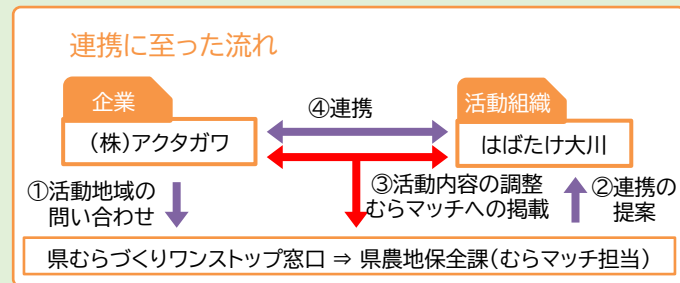


資料：平成30年度に活動を終了した組織への調査（回答数1,302組織）より作成

○外部人材活用事例 はばたけ大川（静岡県 静岡市）×（株）アクタガワ

○ 静岡県が運営する、農村と企業・大学の協働をマッチングする「むらマッチ」のモデルとして、県の仲介でマッチング。

連携のきっかけ



取組内容

○ 協力しやすい「草刈り」の連携から取り組み、令和4年度は約20名、令和5年度は約60名が活動に参加。

取組の効果

○ 活動組織においては、高齢化で活動が困難になってきた中、企業人材を受け入れることで、活動組織内の活性化が図られるとともに、活動を継続できる体制を確保することができた。

○ 企業HP(CSR活動紹介、採用募集)にて活動をPR。社員は地域貢献やSDGsへの貢献を実感し、仕事のモチベーションが向上。報道番組で紹介され、企業イメージの向上につながった。



草刈機の使い方の講習



企業HP(CSR活動紹介、採用募集)にて活動をPR

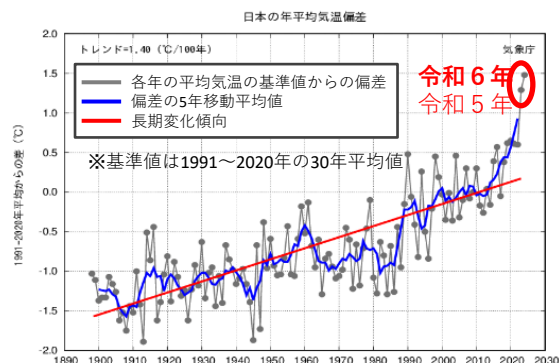


見直しにおける多面的機能支払の現状と課題 (2) 環境負荷低減の取組

- みどりの食料システム戦略(令和3年策定)の実現に向けて、地球温暖化防止や生物多様性保全の取組を促進し、持続的な食料システムを構築することが急務。
- 地球温暖化防止や生物多様性保全に資する長期中干しや冬期湛水等の取組については、減少又は現状維持の傾向が見られる状況。

気候変動・大規模自然災害の増加

○日本の令和6年の年平均気温は過去最高

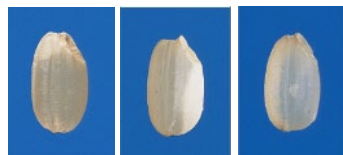


農林水産業も温室効果ガスの発生源

5,103万t-CO₂ (産業全体の4.8%) (2023年度)

○気候変動に起因する農業被害の発生

・水稻の白未熟粒の発生

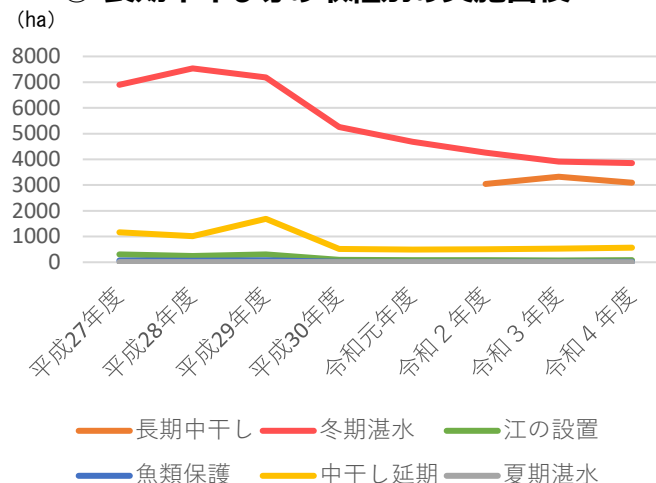


基部未熟粒 腹白未熟粒 背白粒

・大型台風の被害



○長期中干し等の取組別の実施面積



○現在の長期中干し等の取組 交付イメージ



取組別の10アール当たりの交付単価 (円/10a)

区分		交付単価
長期中干し		800
冬期湛水		4,000
夏期湛水		8,000
中干し延期		3,000
江の設置等	作溝実施	4,000
	作溝未実施	3,000

長期中干しを5ha実施する場合の交付金額

長期中干し5ha × 800円/10a
=4万円

- 中山間地域では人口減少等が加速度的に進行しており、営農や農地の保全管理等の共同活動の継続に支障が生じるおそれがある中、両支払を一体的に実施することにより、営農や共同活動の継続を図っている地域が見られる状況。

中山間直払と多面支払の一体的実施のイメージ

中山間直払のみ実施している場合（田：11ha）



中山間直払
(田 緩傾斜)
田 11ha
×8,000円/10a
= 88万円

合計
88万円/11ha

仮に多面支払にも
取り組んだ場合

88万円+33万円(※)
= **121万円/11ha**

※田 11ha × 3,000円/10a
= 33万円

両支払を一体的に実施している場合（田：18.7ha）

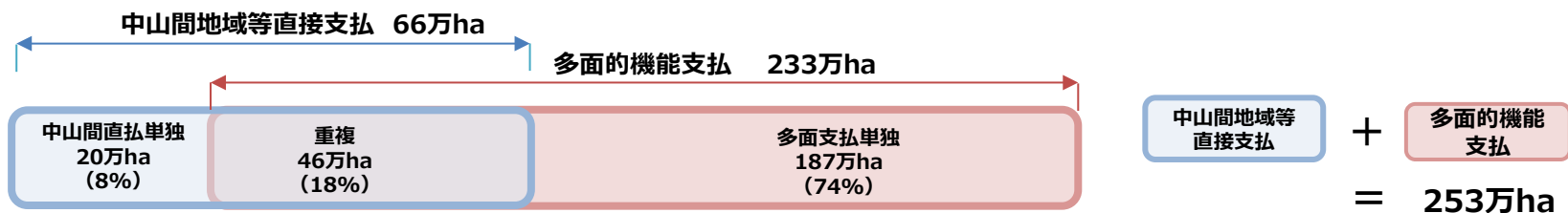


中山間直払
(田 緩傾斜)
田 18.7ha
×8,000円/10a
= 149.6万円

多面支払
(都府県 田)
田 18.7ha
×3,000円/10a
= 56.1万円

合計
205.7万円/18.7ha

中山間地域等直接支払と多面的機能支払の重複状況（令和6年度）



新たな水田政策の基本的考え方

6月10日

**米の安定供給等実現関係閣僚会議資料
(抜粋)**

中山間地域等直接支払及び多面的機能支払の見直し

- 農村地域の人口減少・高齢化により、農地の保全管理等の共同活動を行う者が不足するなど活動組織の継続に支障が生じている中、地域の営農や共同活動が将来にわたって継続できるよう、特に中山間地域では人口減少等が加速度的に進行していることも踏まえ、プッシュ型で取り組むなど、次の対策を講じる。

中山間地域等直接支払

対象農用地の拡大	○ 傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地 について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の 対象農地へ位置付け
地方負担の軽減	○ 現行の地方財政措置に加え、更なる 地方の負担軽減策 としてどのような対応ができるか検討

多面的機能支払

活動組織の支援の充実	○ 外部人材の確保や先進技術の活用により作業の省力化を図る取組を支援し推進 ○ 地域全体で長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直し
------------	--

両支払共通

プッシュ型による取組強化	国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、集落に対する関与を強化 ○ 令和8年度から直ちに全地方農政局によるカバー率の低い市町村等に対する働きかけを先行的に開始 ○ 全ての都道府県で市町村等への制度の周知も含めたサポート体制を構築。対象農地選定を効率化するためのデジタル技術の活用促進 ○ 中山間地域等直接支払について、共同活動が困難な場合は、地域の実情に合わせて、集落協定にこだわらず個別協定も推進
返還免除規定の徹底	○ 宅地等へ転用された農地等が遡及返還の対象（協定農地全てを対象とする連座制ではなく当該農地のみ）となり、高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、 遡及返還が不要であることを徹底
一体的実施の推進	○ 中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで多面的機能支払もまとめて申請できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る ○ 中山間地域等直接支払の使途については、共同活動払いが集落の営農継続を支えている点を踏まえ、集落の状況や課題に応じてそれぞれの集落において最適なバランスで個人払いと共同活動払いを選択（集落の選択で全て個人払いとすることも可） ○ 郵便局やRMO、地域の企業等との連携により事務局機能の強化・事務負担の軽減を図る

(別紙)中山間地域等直接支払と多面的機能支払の一体的実施の推進について

- 中山間地域等直接支払の取組拡大（①条件不利の実態を踏まえ地方公共団体が必要と認める場合、対象農用地に位置づけ・②制度活用が可能な地域におけるカバー率の向上）を図るとともに、集落協定が既存の組織のままで多面的機能支払もまとめて申請できる仕組みを導入することにより、多面的機能支払との一体的実施を促進し、中山間地域に対する支援の更なる充実を図る。

1. 田（急傾斜・緩傾斜）の実施率（推計）

傾斜区分	対象面積 ①※1	実施面積 ②※2	実施率 ②/①
急傾斜	26.6万ha	13.2万ha	50%
緩傾斜	52.3万ha	15.1万ha	29%

※1 9法（「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」）の指定地域において傾斜条件を満たす田の耕地面積（推計値）
※2 9法指定地域における令和6年度の田の交付面積（都道府県特認地域での交付面積を除く）

2. 中山間直払と多面支払の実施イメージ



3. 中山間地域等直接支払と多面的機能支払の重複状況（令和6年度）

